

J A M 政策NEWS

2024年11月1日 第2025-03号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

11月は「下請取引適正化推進月間」 「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」

下請取引適正化推進月間 ～賃上げと 労務費転嫁を 両輪に～

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請法の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と位置づけ、法令の普及・啓発事業を集中的に行なっています。

今年度は、昨年11月に公表された労務費指針をふまえ、**労務費の転嫁推進に重点を置いた取り組み**が行なわれ、推進月間におけるキャンペーン標語は「賃上げと 労務費転嫁を両輪に」と定められました。全国において、下請取引適正化推進講習会の開催や、価格交渉、手形サイト改善（下記囲み参照）等の講習・広報動画が配信されています。

下請取引 月間



『しわ寄せ』防止キャンペーン月間 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄

厚生労働省は中小企業庁及び公正取引委員会と連携し、中小企業が働き方改革を進められるよう11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」として、集中的な取り組みを行なっています。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。労働時間等設定改善法では、他の事業主との取引を行なう場合において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行なわないよう配慮することが、事業主の努力義務となっています。

親事業者も下請け事業者もともに「働き方改革」に取り組みましょう。

しわ寄せ防止



■■手形サイトの改善 ～60日ルール～ ■■

JAM政策NEWS第2024-13号（2024年5月13日発行）にて既報の通り、約束手形等の支払サイトの指導基準が見直され、**2024年11月以降、60日を超えるサイトの手形等を交付した場合は、下請法の割引困難な手形の交付等に該当するおそれがあります。**※サイトとは、手形、一括決済方式又は電子記録債権における手形期間又は決済期間

下請法において、下請代金の支払い期日は、**検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日以内の期間内と定められています。**なお、公正取引委員会は、検査をするかに関わらず製品を納めた日が起算日として、JAM主催の院内報告会にて「下請法に該当しない取引であっても、同様に独占禁止法の優越的地位の濫用として問題となるおそれもある」と回答しています。



院内報告会の様子は、JAM総合政策グループのYouTubeチャンネル、またはJAMホームページのリンクから